

北鰐山墓地への不法投棄・車両放置はやめましょう

北鰐山墓地は、故人が眠る安らぎと追慕の場です。ゴミを捨てたり、車両を放置したりすることは絶対にやめましょう。また、道路に面した墓地移転の跡地は、墓参に來られた方の駐車場で、総合体育館臨時駐車場区域を除き、一般の方の駐車は禁止しています。ルールとマナーを必ず守りましょう。

今月は児童扶養手当の支給月です

児童扶養手当受給者で全部支給者および一部支給者について、12月から3月までの4か月分を4月11日(月)に指定の銀行口座へ振り込みします。

子ども家庭課（内線424・502）
・各総合支所

4月1日から個人情報保護法が全面施行されます

●だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、15年5月に成立、公布された個人情報保護法が17年4月1日から全面施行されます。

●個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を明らかにし、その範囲内で取り扱わなければならない。また、本人の同意を得ず個人データを第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理

措置、従業者や委託先の監督など個人情報の適正な取扱いに関するルールが適用されます。

●自分の個人情報については、事業者に開示などを求めることができます。また、個人情報に関するトラブルや疑問は、その事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体や地方公共団体、国民生活センターの苦情相談窓口などにご相談いただけます。

※詳しくは、内閣府国民生活局ホームページ
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kouin/index.html>をご覧ください。

行政管理課（内線574）

公金納付指定金融機関など

市税や保育所保育料などの公金納付は、次の金融機関の本・支店で行うことができます。

指定金融機関

（株）七十七銀行

収納代理金融機関

（株）仙台銀行、石巻信用金庫、石巻商工信用組合、（株）北日本銀行、（株）東北銀行、（株）岩手銀行、東北労働

金庫、宮城県信用漁業協同組合連合会石巻支所、いしのまき農業協同組合、石巻市東部漁業協同組合、雄勝町東部漁業協同組合、牡鹿漁業協同組合（口座振替のみ）、日本郵政公社（口座振替のみ）

口座振替による納付について

市税や保育料などの公金は、金融機関を通じて口座振替（口座引

介護保険料の納付書をお届けします

介護料の仮算定（仮徴収）について

65歳以上の方の介護保険料は、平成17年度市民税の課税非課税区分および合計所得金額に基づき保険料額が決定されます。しかし、年度当初は前年中の所得状況が把握できないため、仮算定額を納入していただくことになります。

●納入通知書および口座振替などで納入している方（普通徴収者）

平成17年度介護保険料仮算定分（第1期～2期）の納付書を4月中旬に郵送します。また、平成16年度内に65歳になられた方で、年金天引きに該当する場合は、10月（第4期）の年金から天引き開始となります。

●年金から天引きされている方（特別徴収者）

平成17年度介護保険料仮徴収額（第1期～3期）は4月・6月・8月に年金天引きされる額（平成17年2月の天引き額と同額）となります。（今回通知書は郵送しません）

※平成17年度確定賦課分（後半分）の納入通知書および年金天引き額の通知書については、8月上旬に郵送します。

石巻市の介護保険料（1か月当たりの額）

◎平成17年度の介護保険料は、居住地により不均一賦課となります。

段階	対象者	保険料
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、高齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人	※基準額×0.5
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税	※基準額×0.75
第3段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）	※基準額
第4段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	※基準額×1.25
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	※基準額×1.50

※基準額（1か月当たり）

居住地	旧石巻市	旧河北町	旧雄勝町	旧河南町	旧桃生町	旧北上町	旧牡鹿町
基準額	2,800円	2,400円	2,700円	2,700円	3,040円	2,600円	2,400円

介護保険課（内線504・548）・各総合支所

危険ブロック塀等除却事業

地震発生時のブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に、除却費用について一定額を助成します。

また、ブロック塀などの除却跡地にブロック塀およびコンクリート造など以外の軽量の塀など（生け垣、フェンス、板塀など）を設置する場合にも設置費の一部を助成します。

除却補助対象

次の条件全てに該当するコンクリートブロック造、石造、れんが造およびその他の塀ならびに門柱の除却費用です。

- 道路に面しているブロック塀など
- 道路の高さから1m（擁壁上の場合は0.6m）以上のもの。
- 本市が行ったブロック塀等実態調査において、A判定以外のもの。
- 除却して再びブロック塀などを築造する場合は、建築基準法施行令に定める構造基準に適合すること。

補助金額

1㎡当たり4,000円を乗じて算定した額。（限度額15万円）

生け垣等設置補助対象

ブロック塀などの除却跡地にコンクリートブロック造およびコンクリート造など以外の軽量の塀などを設置する場合、次の条件のいずれかに該当するもの。

- 生け垣を設置する場合は1m以上の苗木を用いて50cm以下の間隔で植栽し、支柱などにより適切に固定できるもの。
- フェンスや板塀などを設置する場合は、塀のみの高さが60cm以上のものとし、基礎などを設置するなどして適切に固定できるもの。

補助金額

- 補助率 設置費用の1/3以内
- 限度額 除却延長に4,000円を乗じた額または100,000円（最大25m）のいずれか低い額

申込期間

平成17年4月20日(水)から12月20日(水)まで

募集予定件数 76件

建築指導課（内線541・542・543）

落し)による納付を行っていない。現金を持ち歩くこともなく、また、納め忘れも少ないこの方法をぜひご利用ください。申し込みの手続きは、指定金融機関・収納代理金融機関の各金融機関でできます。

※なお、合併前の市町での口座振替により納付されている方は、そのまま継続されますので手続きは不要です。

問 出納課(内線322)・納税課(内線588)・各総合支所

家計調査にご協力を

この調査は、国民生活の実態を明らかにするための調査です。石巻市内の抽出世帯へ調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。調査の結果は、国民生活実態を把握するものとして政府・地方公共団体ばかりでなく、民間会社、研究所あるいは労働組合などでも広く利用されています。

問 県統計課 ☎022・211・2455

労働力調査

この調査は、我が国の15歳以上の人たちが、仕事をしているか、仕事を探しているか、それ以外かといった就業の状態を調べる調査です。調査の結果は、経済対策や雇用失業対策に役立てられます。調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

問 県統計課 ☎022・211・2459

介護用品の購入を助成します

在宅の高齢者を介護されているご家族の経済的負担を軽減するため、「介護用品支給券」を交付し、紙おむつ(大人用)などの購入費の一部を助成します。

対象者 市内に住所があり、在宅で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を同一世帯で介護している家族で、次の要件をみたす方。

区分	助成内容	対象品
市民税非課税世帯で要介護4または5と認定された方	月額5,000円分の介護用品支給券	紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・ドライシャンプー・清拭剤
市民税非課税世帯で要支援～要介護3と認定された方	月額2,000円分の介護用品支給券	紙おむつ・尿取りパット

※平成16年度中に券の交付を受けている方には、4月中に申請書を配布します。

申・問 介護保険課(内線504・548)

・各総合支所

福祉タクシーと自動車燃料費助成

心身に重度の障害のある方が通

院や社会活動に参加するためにタクシーや自家用車を利用する場合、タクシーの利用料金や燃料費の一部を助成しています。

①福祉タクシー利用助成(月4枚) 小型タクシーの基本料金相当額を助成します。寝台車やリフト付きタクシーにも利用できます。

②自動車燃料費助成(月1枚) 指定給油所で利用できる助成券(1枚2,000円、ただし、18

歳以上の身体障害者の家族が運転する場合は1枚1,000円)を交付します。

※①、②のいずれかの選択となります。また、交付枚数は申請月によって異なります。

対象者 ①、②とも所得制限がありません。

●身体障害者手帳「1」～「3級」の方(ただし、3級の方は肢体不自由者、在宅酸素療法者に限りません)

●療育手帳「A」の方

●精神障害者保健福祉手帳「1級」の方

※昨年とは対象者などに変更がありますのでご注意ください。

申請期間 4月1日(金)から

持参するもの

●身体障害者手帳、または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

●窓口に来られる方の印かん

●②を希望される方は、自動車の車検証および運転する方の免許証

申・問 福祉課(内線384・482)

・各総合支所

木造住宅耐震の助成事業

『木造住宅耐震診断』助成事業

この事業は、地震に強い安全な街づくりを目指すために、建築してから一定の期間を過ぎた木造住宅の「耐震診断」を行うもので、市が耐震診断を希望する方に、県知事が養成した「みやぎ木造住宅耐震診断士」を派遣し、市民の皆様の耐震対策を支援するものです。

なお、今年度から前年度実施した「木造住宅耐震診断士派遣事業」および「木造住宅耐震改修計画等助成事業」の2段階診断を1本化したため、よりスムーズな耐震改修計画案が作成できます。

対象建築物

次の条件を全て満たすものとします。

なお、先に実施した石巻市木造住宅耐震診断士派遣事業において、耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅の方も対象となります。

建築物

在来軸組構法による木造の個人住宅(一部店舗等併用住宅、二世帯住宅は含みますが、構造が丸太組構法およびプレファブ構法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外となります)

規模

3階建て以下

建築時期

昭和56年5月31日以前に着工されたもの

費用負担

(例)延べ面積200㎡以下で既存建築物の図面が有る場合8,000円

※延べ面積により負担額が異なります。また、既存建築物の

図面が無い場合別途21,000円を加算するものとする。
調査日 診断士と調整し、文書により通知します。
申込期間 平成17年4月20日(水)から8月31日(水)まで
木造住宅耐震診断助成事業予定募集戸数 99戸

『木造住宅耐震改修工事』助成事業

この事業は、石巻市木造住宅耐震改修計画等助成事業に基づき、耐震改修工事などを希望する方に補助金を交付し、市民の皆様の耐震対策を支援するものです。

対象建築物

先に実施した改修計画等助成事業による耐震精密診断および木造住宅耐震診断助成事業の総合評点が1.0未満の住宅で、耐震工事施工後の総合評点が1.0以上となる住宅または総合評点が0.7未満の住宅で、みやぎ版住宅に建て替え工事を実施する住宅。

※対象建築物であることが確認できる書類(耐震精密診断結果報告書、耐震改修計画書)および印かんを申し込みの際ご持参ください。

補助金の額

耐震化工事に要する費用の9分の4以内(限度額40万円)

申込期間

4月20日(水)から平成18年1月20日(金)まで

予定募集戸数

46戸

問 建築指導課(内線541・542・543)